

## 那覇市省エネ診断支援事業補助金交付要綱

令和8年6月3日  
環境部長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、市内中小企業等が省エネルギー診断を受診した際にかかる経費に対して補助金を交付することを通じて、市内の脱炭素化を推進することを目的とする。

2 市長は、脱炭素化を推進するため、別表1に定める経済産業省が支援する省エネルギー診断（以下「省エネ診断」という。）を受診した中小企業等に対し、予算の範囲内において、那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号。以下、「補助金規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定された要件に該当する会社及び個人をいう。

#### (2) 事業所

事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設、及びこれらに付随した関連施設をいう。

#### (3) 倒産

本事業において「倒産」とは、次のアとイのいずれかに該当するものをいう。

ア 個人事業者が、所得税法第229条に規定する廃業の届出による事業の廃止、破産法による破産の申立てをする場合

イ 法人が、銀行等取引停止処分、民事再生法による再生手続開始の申立て、会社更生法による更生手続開始の申立て、破産法による破産の申立て、会社法による特別清算開始の申立てのいずれかの状況に該当する場合をいう。

#### (4) 暴力団等

那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員、その他の暴力団と密接な関係を有する者をいう。

### (補助事業)

第3条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内に所在する事業所において、別表1に定める省エネ診断を受診した事業（当該受診を完了した日が、補助金の交付を申請する年度の4月1日から2月末日までであるものに限る。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度に補助事業を実施し、次の第1号に該当したうえで、第2号及び第3号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市税（延滞金を含む。）の滞納がないこと。
- (2) 市内に事業所を有する中小企業者であること。
- (3) 会社法上の会社に該当しないもので、市内に事業所を有する事業者であること。

2 前項に定める者のうち、次のいずれかに該当する者は補助対象者とししない。

- (1) 申請年度において本補助金の交付を受けた者
- (2) 暴力団等
- (3) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認める者

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象経費は別表1に定めるとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

3 本補助金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、那覇市省エネ診断支援事業補助金交付申請書兼実施報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 支払いを証する書類（省エネ診断の受診費用に係る領収書等）
- (2) 診断結果報告書
- (3) 補助対象事業所を市内に有することを証する書類（別表2に定めるとおり）
- (4) 市税に滞納がないことを証する書類（完納証明書等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第7条 前条による申請があったときは書面による審査を行うものとする。

2 申請内容について、資料の追加等が必要と判断した場合は、申請者に資料の追加等を求めることができる。

(交付の決定兼額の確定等)

第8条 市長は審査の結果を踏まえ、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は那覇市省エネ診断支援事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（第2号様式）により、不交付の場合は那覇市省エネ診断支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

3 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 第6条の規定により補助金の交付の申請をした者が、当該申請を取り下げる場合は、那覇市省エネ診断支援事業補助金申請取下届(第4号様式)を市長に提出するものとする。

(申請変更)

第10条 第6条の規定により補助金の交付の申請をした者が、当該申請の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、那覇市省エネ診断支援事業補助金変更申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更とする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) その他市長が軽微と認める変更

3 市長は第1項の規定による変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更承認・不承認通知書(第6号様式)を申請者に通知するものとする。

4 市長は前項の承認を行うにあたり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。

(補助金の交付請求)

第11条 第8条により交付額の確定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、速やかに、那覇市省エネ診断支援事業補助金交付請求書(第7号様式)に請求書様式で定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求書を受けて、速やかに本補助金を交付する。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 補助対象者が補助金の交付前に補助対象事業所を市外に移転したとき。

(2) 補助対象者が補助金の交付前に倒産したとき。

(3) 他の機関から同種の助成を受けていたとき。

(4) 市税の滞納があったとき。

(5) 第4条第2項に該当するとき。

(6) 補助金の交付条件に違反したとき。

(7) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき。

(8) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。

(9) 日本の法令等又は交付決定内容等に違反したとき。

- 2 前号の各規定は、第8条の補助金の交付額の確定後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、交付決定を取り消すときは、那覇市省エネ診断支援事業補助金交付決定取消し及び返還通知書（第8号様式）により申請者に通知する。
- 4 市長は、交付対象者が第1項第6号から第9号までの規程に該当した場合、交付対象者等の名称及びその内容を公表することができる。
- 5 第1項第6号から第9号までの規程に基づく交付決定の取消しを受けた日から2年を経過しない者は、本補助金の交付申請ができない。
- 6 前項の規定に関わらず、補助金の交付の取消しが天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（暴力団排除の確認）

第13条 市長は、必要に応じ申請者又は交付対象者の、第4条第2項第2号の該当の有無について、警察その他関係機関に対して確認を行うことができる。

（関係書類の保存）

第14条 交付対象者は、本補助金に係る書類を、当該事業の完了後5年間保管するものとする。

（協力の要請）

第15条 市長はこの要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者に対し、事業効果等に関する資料の提供その他の協力を要請することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

付則

この要綱は、令和8年6月15日より施行する。

【別表1】 補助対象経費（第5条関係）

分類	助成対象事業	助成対象経費	助成率	上限	内容
1	ウォークスルー診断	工場・事業所全体	10/10	2万1千円	一般社団法人環境共創イニシアチブ
		設備単位（最大2設備）			
2	IT診断	事業所全体			
3	伴走支援	事業所全体			
4	省エネ最適化診断	事業所全体			一般財団法人省エネルギーセンター
5	ステップアップ診断	事業所全体			

【別表2】 補助対象事業所を市内に有することを証する書類の写し（第6条関係）

個人事業主の場合	法人の場合
以下の書類のうち、いずれか1点 ・ 開業等届出書 ・ 個人事業主開業届出済証明書 ・ 営業証明書（所在証明書） ・ 営業許可証（飲食店の場合） ・ 青色申告書 ・ 雇用保険適用事業所設置届 ・ その他市長が必要と認める書類	以下の書類のうち、いずれか1点 ・ 履歴事項全部証明書 ・ 営業許可証（飲食店の場合） ・ その他市長が必要と認める書類